

市長説明要旨

— 令和元年9月市議会定例会 —

四 万 十 市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

それでは、提案理由の説明を行います。

今期定例会にお願いします議案は、決算認定議案で「平成30年度四万十市一般会計決算の認定について」など17件、予算議案で「令和元年度四万十市一般会計補正予算について」など10件、条例議案で「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」など8件、その他の議案として「四万十市過疎地域自立促進計画の一部変更について」など3件で、合計38件となっております。この他に報告事項が7件あります。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告をいたします。

【南海トラフ地震臨時情報】

まず、南海トラフ地震臨時情報についてです。

この臨時情報は、南海トラフ地震の発生に繋がる恐れのある異常な現象が観測された場合に気象庁が発表するもので、平成29年11月から運用が開始されております。あくまでも、これまでの

大規模地震の発生履歴などを基に、平常時よりも相対的に発生危険性が高まった状態を示すものであり、結果的に南海トラフ地震の発生に繋がらず、空振りに終わる可能性もあります。

しかし、昨年、国の示す南海トラフ地震の30年以内の発生確率が、70%から70～80%に引き上げられ、刻一刻とその切迫度が高まっている中、臨時情報のような科学的な知見を防災対応に生かすことは、命を守ることを始め減災という視点においては、大変重要なものであると考えております。

臨時情報の発表後の対応については、本年3月に国のガイドラインが、また7月末には国のガイドラインに沿った検討を行うため、県としての考え方をまとめた手引きも示されたことから、現在県内各市町村において、臨時情報発表後の防災対応についての検討が進められています。

本市におきましても、臨時情報発表後に事前の避難を呼びかける地域の指定やその避難場所・避難方法、小中学校の休校判断など、非常に多くの事項について検討をしていかなければなりません。

県としては、今年度中に各市町村での検討を終了し、来年度から県下一斉でその運用を開始したい考えであるため、早急にその検討を進める必要があります。

そのような状況ではありますが、市民生活に直接影響を与える大変重要なことでもありますので、その影響も勘案しつつ、特に大きな影響を及ぼすことが想定されております津波の浸水区域の地区に

おきましては、地元説明会などを通して、市民の皆さんの意見をお聞きしながら、迅速かつ慎重に検討を進めていきたいと考えております。

【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設の整備についてです。

7月1日に実施した基本設計プロポーザルの第二次審査では、技術提案書の提出を受けた代表企業枠5社のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、①提案の的確性・実現性・独創性、②業務への取り組み意欲、③コミュニケーション能力などを総合的に評価し、審査した結果、「株式会社 東畑建築事務所 大阪事務所」を代表企業枠の特定者として選定しました。

7月19日には、当社が市内企業枠の中から選定した「有限会社鳥設計事務所」との設計共同企業体結成に係る協定書等、関係書類の提出がありましたので、結成された「東畑建築事務所・鳥設計共同企業体」を相手方として、7月25日に委託契約を締結しました。

一方、ソフト面では「管理運営基本計画」の策定に取り組んでおり、6月28日には「第1回市民ワークショップ」を開催しました。

今回は、32名の参加のもと「新施設でしたい事、してほしい事」をテーマに、新しい施設での事業のあり方についてグループワークを行い、「既存施設を中心に活発に行われているサークル活動を新しい施設でも継続して行うことができ、今まで以上に気軽に市民が

参加できるような活動・交流拠点となればよい。」という意見や、「施設に初めて訪れる人をいかに増やしていくかという考えのもと、交流の仕組みづくりや広報活動を見える化し、情報をオープンにして人を集めることが重要である。」などの意見をいただいたところです。

市民ワークショップは、2回目を9月3日、最終3回目を11月初旬に予定しており、より幅広い市民の声が反映された計画となるよう努めてまいります。

【プレミアム付商品券事業】

次に、プレミアム付商品券についてです。

この事業は、10月から消費税・地方消費税率が10%に引き上げられることに伴い、住民税が非課税の低所得者の方並びに乳幼児のいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、国が補助金を交付し、市がプレミアム付商品券を発行・販売するものです。

商品券の販売期間は10月から来年2月末までとし、販売場所は、購入される方の利便性を考慮して市内16の郵便局で販売します。

また、商品券の使用期間は10月から来年3月末までとしており、商品券が使用できる店舗は、市への登録が必要となっているため、6月下旬から募集を開始したところ、現在まで約270店舗からの応募をいただいています。

この商品券の購入対象者数としては、約1万人を見込んでおり、

8月からは、プレミアム付商品券受付窓口を設置し、申請が必要な住民税非課税の方への対応や申請内容の審査等を行うとともに、今月下旬からは、子育て世帯を含めた購入対象者にプレミアム付商品券購入引換券の発送を予定しています。

今後におきましても、プレミアム付商品券事業の目的に沿った効果が最大限に発揮されるよう、庁内での横断的な連携はもとより、関連団体等とも連携・調整しながら、円滑な事業推進に努めてまいります。

【保育所の民設民営について】

次に、保育所の民設民営についてです。

これまで、公立保育施設の老朽化や子どもたちの安全確保などから愛育園ともみじ保育所を統合し、低年齢児の待機児童解消や保育サービスの充実を目的として統合後の保育所を民設民営で運営することとして協議・調整を重ね、両保育所での10回の意見交換会や2回の住民説明会で意見を伺ってまいりました。

また、この間「保護者の同意なく愛育園ともみじ保育所の統合園を民設民営としないことを求める陳情書」や、「愛育園ともみじ保育所の統合園を、今のまま公立保育所とすることを求める署名」が多くの皆さんの声として提出され、これまでの保護者や地域の皆さんのご意見や署名数も尊重したうえで、愛育園ともみじ保育所の統合については再検討し、統合しないこととしました。

しかしながら、本市における保育の長年の課題である低年齢児の待機児童解消や障害児保育、延長保育、休日保育等の保育サービスの拡充は、公立保育所の現体制では、職員増などが必要であるため、実施することは難しいと考えております。

よって、少子化対策として子育て環境の整備を進めるうえでも、保育を必要とする保護者の支援体制の整備が急務となっていることから、民間活力を活用した低年齢児保育の実施を始め、保育サービスの拡充を最善の策として捉え、市民病院北側の用地に民設民営による新たな保育所の建設を進めたいと考えております。

なお、今議会終了後、民設民営事業者の公募を行う予定としております。

【幼児教育・保育の無償化について】

次に、幼児教育・保育の無償化についてです

10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始され、これまで保護者の皆さんが負担していました3歳から5歳児の利用料が無償となります。

また、認可外保育施設やファミリーサポートセンターの利用料につきましても、国の制度に基づき、保育の必要性があると認定された場合は、無償化の対象となります。

一方、今回の無償化に伴いまして、副食費が保育料から切り離され実費徴収となり、3歳から5歳児においては、毎月一人当たり

4, 500円の負担を保護者の皆さんにお願いすることになります。

なお、この副食費に対しても、これまでの保育料の負担額を超えることがないように、国の免除制度が設けられています。

この幼児教育・保育の無償化につきましては、マスコミ等でも周知されていますが、市といたしましても保護者の皆さんに十分な周知を図ることとし、円滑な実施に取り組んでまいります。

【ファミリーサポートセンター事業の開始】

次に、ファミリーサポートセンター事業についてです。

地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリーサポートセンター事業ですが、多くの皆様のご協力により事業の準備が整い、7月1日にオープニングセレモニーを開催いたしました。

当日は、ご来賓の皆様や親子連れの会員の皆様など78名の方々にご参加いただき、盛大に事業をスタートすることができました。

スタート後は、委託先であるNPO法人「スマイルはたっこ」の2名のアドバイザーにより、会員の登録受付や援助活動実施に向けた調整を行っており、現在、援助会員と依頼会員を合わせて50名を超える登録をいただいているところです。

会員同士がペアになるためのマッチングにつきましても、7月以降順調に実施されており、既に子どもの預かりなどの援助活動も行われております。

今後も、より多くの方々に会員となっていただき援助活動を実施

していただけるよう、保育所や小学校での事業説明会などを行っていくとともに、リーフレットを配布し事業の周知を図ってまいります。さらに、援助会員向けの講習会を継続して実施し、ボランティアで援助いただく会員の養成に努め、安定した事業運営により、地域の支え合いによる子育て支援の輪が広がるよう取り組んでまいります。

【学力向上】

次に、児童生徒の学力の状況についてです。

各種学力調査における児童生徒の学力は、小学校・中学校ともにほとんどの教科で全国平均や高知県平均を超える結果となっており、ここ数年、高く安定的な学力を維持しております。

特に、今年4月に行われた全国学力・学習状況調査の結果においては、小学校・中学校ともに国語、算数・数学で全国平均を大きく超える結果となりました。小学校では、昨年度までと同様全国上位の高い学力の状況を維持し、中学校においても、今年度は飛躍的に上昇し、平成19年度の調査開始以降の最高値を達成し全国上位の結果を残しております。また、今年度初めて実施されました中学校の英語においても、全国平均を上回る結果となりました。

それぞれの学校において、校長を中心として全教職員が参画するチーム学校の取組を進めてきたことが、確実に児童生徒の学力の定着につながっております。また、小学校3年生から実施しております。

す各種学力調査の結果をもとに、各学校で学力向上に向けてのPDC Aサイクルを回し、着実に取組を積み上げていることも大きな要因であると考えております。

今後も、児童生徒の夢や目標、希望する進路を実現するための確かな学力の定着と向上に向けて、取り組んでまいります。

【健全化判断比率等】

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたのでご報告します。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は無く該当なし、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して11.1%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して121.5%と、いずれの指標も早期健全化基準を下回っております。また、前年度と比較すると、実質公債費比率は同率、将来負担比率は5.9%改善しています。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足の生じている公営企業会計はございません。しかし、一般会計からの繰出に依存している会計も多いため、今後も独立採算の原則を再認識し経営の健全化に努めてまいります。

以上で、主要課題への取り組みについての報告を終わります。